

焼津市多文化共生推進計画



はじめに



焼津市には、2020(令和2)年11月末現在、
総人口の 3.36%にあたる 4,668人の外国人
住民が暮らしています。これは、10年前と比
べ 1.43倍、1,415人の増加となっています。

2019(平成31)年4月に、国内の労働力不足を背景として「出入国
管理及び難民認定法」(入管法)が改正されたことにより、このような
流れは今後さらに加速していくと思われ、外国人住民が地域で安心し
て暮らしていくように、施策の一層の充実が求められています。

このような状況の中、本市はこれまで、2019(令和元)年12月に
新入外国人児童のためのプレスクールを開講したほか、2020(令和2)
年2月には外国人住民のための一元的相談窓口「焼津市多文化共生
総合相談センター」を開設するなど、外国人住民が地域で安心して
暮らしていくよう、様々な施策を進めて参りました。

今回の「焼津市多文化共生推進計画」においては、目指す将来像と
して「互いを認め合い ともにつくる 多文化共生のまち」を掲げ、
多文化共生意識の定着やコミュニケーション支援、危機管理対策、
子育て・教育に関する支援の充実を図っていくほか、外国人住民の
雇用及び就労に関する情報提供や地域活動への参加促進も進めて
いくこととしております。

今後は、本計画に沿って、「焼津市国際友好協会」をはじめとした
市民団体や地域、学校、企業等の皆様と連携しながら、様々な国籍の
人々が互いの文化を理解して対等な関係を築き、地域社会の一員とし
て共に生活していくよう、多文化共生の地域づくりを推進して参り
ますので、皆様のご理解とご協力をお願ひいたします。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見を賜りました焼津市
多文化共生推進計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケートや
パブリックコメントにご協力をいただきました多くの皆様に、心よ
りお礼申し上げます。

2021(令和3)年3月

やいづしちょう
焼津市長 中野 弘道

もくじ

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
(1) 国・県の動向	2
(2) 本市の現状	2
3 計画の位置づけと計画期間	7
(1) 計画の位置づけ	7
(2) 計画の期間	8

第2章 環境分析

1 多文化共生を取り巻く社会情勢	9
2 現状の取組と課題の整理	9
(1) 医療や身近な生活	9
(2) 行政手続き	10
(3) 危機管理対策	10
(4) 子育て・教育	11
(5) 国際交流	12
(6) 雇用・仕事	12

第3章 外国人と日本人がともに暮らしやすいまちの実現に向けて

1 目指す将来像	13
2 基本目標	13
3 施策体系	14

第4章 実施計画

【I】 ともに安心して暮らすことができる環境づくり	15
1 多文化共生意識の定着	15
2 コミュニケーション支援の充実	15
3 危機管理対策の充実	16

【II】ともに育み、学ぶことができる環境づくり	17
1 子育てに関する支援の充実	17
2 教育に関する支援の充実	17
3 文化交流の場の創出	18
【III】ともに活躍できる地域づくり	19
1 外国人住民の雇用及び就労に関する情報提供	19
2 外国人住民の地域活動への参加促進	19

第5章 計画の推進

1 行動を持続できる多文化共生推進体制の整備	20
2 計画の進行管理	21
3 計画の達成目標	21

参考資料

1 焼津市多文化共生推進計画の策定経過	23
2 焼津市多文化共生推進計画策定委員会名簿	24
3 焼津市多文化共生推進計画策定ワーキンググループ委員名簿	25
4 焼津市多文化共生推進計画策定委員会設置要綱	26
5 焼津市多文化共生推進計画策定ワーキンググループ設置要綱	27
6 用語解説	29

だい しょく けいかく さくてい 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

ほんし 本巿には、2020（令和2）年3月末現在、46ヶ国、4,628人の外国人住民が暮らしています。これは、県内の市や町では7番目に多く、毎年数百人単位で増加しています。また、2019（平成31）年4月に国内の労働力不足を背景とした「出入国管理及び難民認定法」（入管法）※1が改正され、今後この流れはさらに加速していくものと思われます。

じょうきょう このような状況をうけて、本市では2020（令和2）年2月、外国人住民のための一元的相談窓口「焼津市多文化共生総合相談センター」を設置しました。また、教育委員会では2019（令和元）年12月より新入外国人児童のためのプレスクールを開講するなど、外国人住民が地域で安心して暮らしていくよう多くの多文化共生施策を実施しています。また、市役所内の各課においても、説明文や通知文を翻訳するなどの外国人住民が理解しやすいような事務運営に努めています。

こんご 今後、行政手続きや教育への支援の充実はもちろん、様々な国籍の人々が互いの文化を理解し、対等な関係を築き、地域社会の一員として生きていくための多文化共生の地域づくりが必要になってきています。

しみん そこで、市民、事業所、関係団体、市が連携、協力して多文化共生社会を推進していくために、「焼津市多文化共生推進計画」を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 国・県の動向

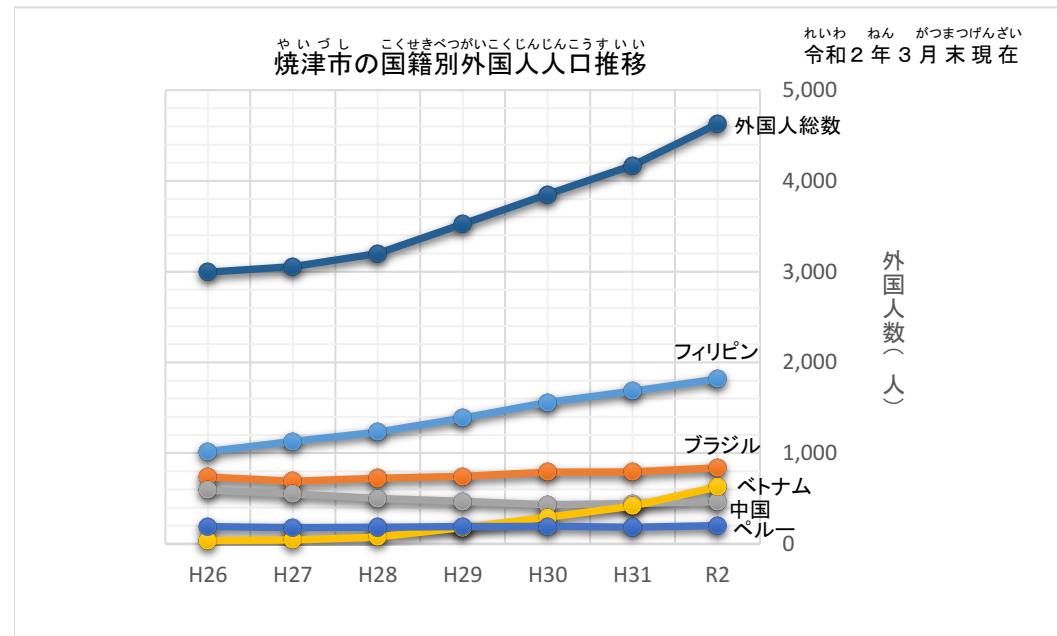
国では、2006(平成18)年3月に「地域における多文化共生プラン」を策定し、地域における多文化共生施策の基本的な考え方として「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」、「多文化共生施策の推進体制の整備」を示しました。また、2020(令和2)年9月の改訂にあたり、翻訳アプリなどを活用した情報の多言語化などの施策が盛り込まれました。

県では、2008(平成20)年12月に「静岡県多文化共生推進基本条例」を制定するとともに、2011(平成23)年3月には、「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定し、「誰もが理解しあい安心して暮らせる地域づくり」、「誰もが快適に暮らせる地域づくり」、「誰もが活躍できる地域づくり」を基本方向としました。

(2) 本市の現状

ア 国籍別外国人人口の推移

本市における外国人住民を国籍別に見ると、リーマンショック以降ブラジル人がわずかに増えているのに対し、フィリピン人やベトナム人などアジア圏の国伸びが目立っています。また、人口に占める外国人比率は、年々増加しています。



令和2年3月末外国人口(人数)

フィリピン(1,816)、ブラジル(838)、ベトナム(628)、中国(465)、ペルー(201)、ミャンマー(174)、インドネシア(149)、韓国(98)、ネパール(47)、スリランカ(32)、タイ(31)、モンゴル(17)、朝鮮(15)、コロンビア(14)、米国(14)、アルゼンチン(11)、台湾(10)、その他29か国(68)

【焼津市の外国人人口と外国人比率】

れいわ ねん がつまつげんざい
令和2年3月末現在

	H28	H29	H30	H31	R2
総人口(人)	141,610	140,861	140,189	139,594	139,217
外国人人口(人)	3,199	3,524	3,853	4,168	4,628
外国人比率	2.26%	2.50%	2.75%	2.99%	3.32%

イ 在住外国人の男女別年齢分布

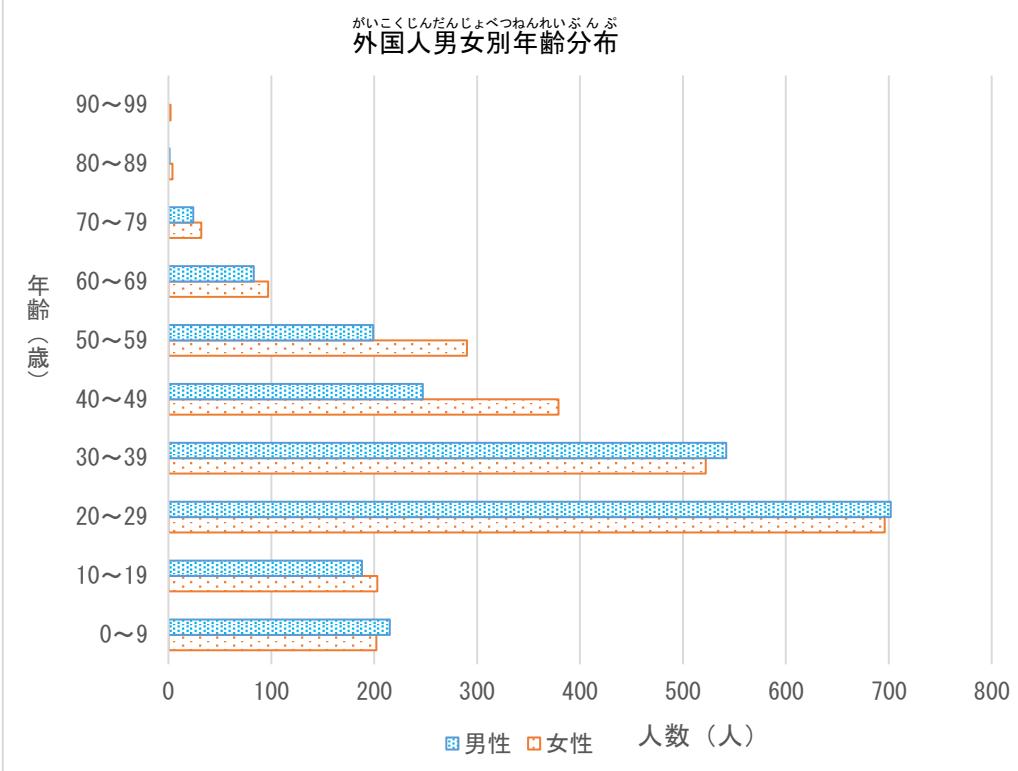
年齢別では、20歳から39歳の層がその他の年齢層と比べ多くなっています。
平均年齢は32歳であり、高齢化が進む日本人と比べ圧倒的に若くなっています。

外国人男女別人口数 (令和2年3月末現在)		
男性	女性	合計
2,201人	2,427人	4,628人
平均31歳	平均33歳	平均32歳



れいわ ねん がつまつげんざい
令和2年3月末現在

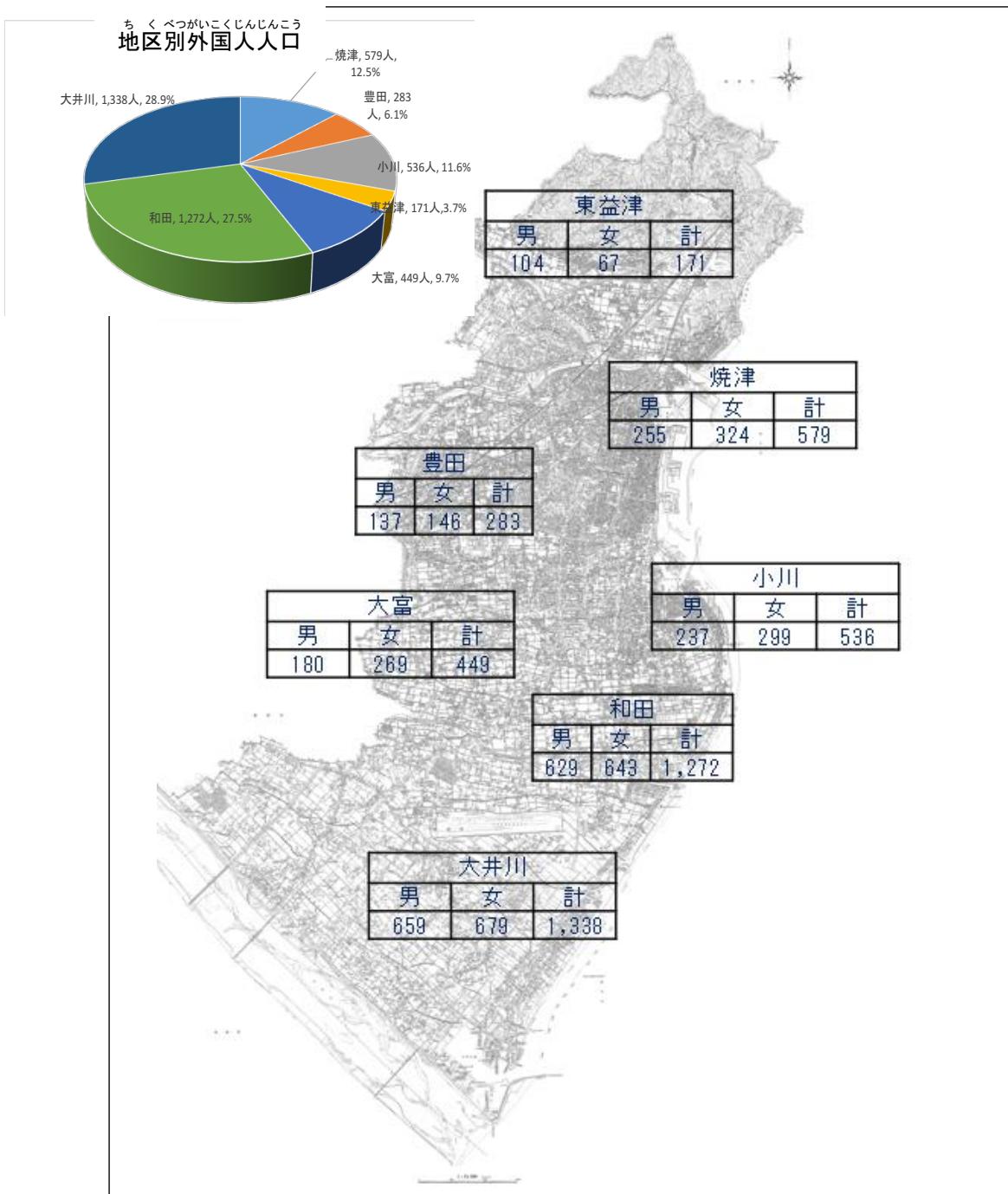
外国人男女別年齢分布



ウ 在住外国人の市内地域別分布

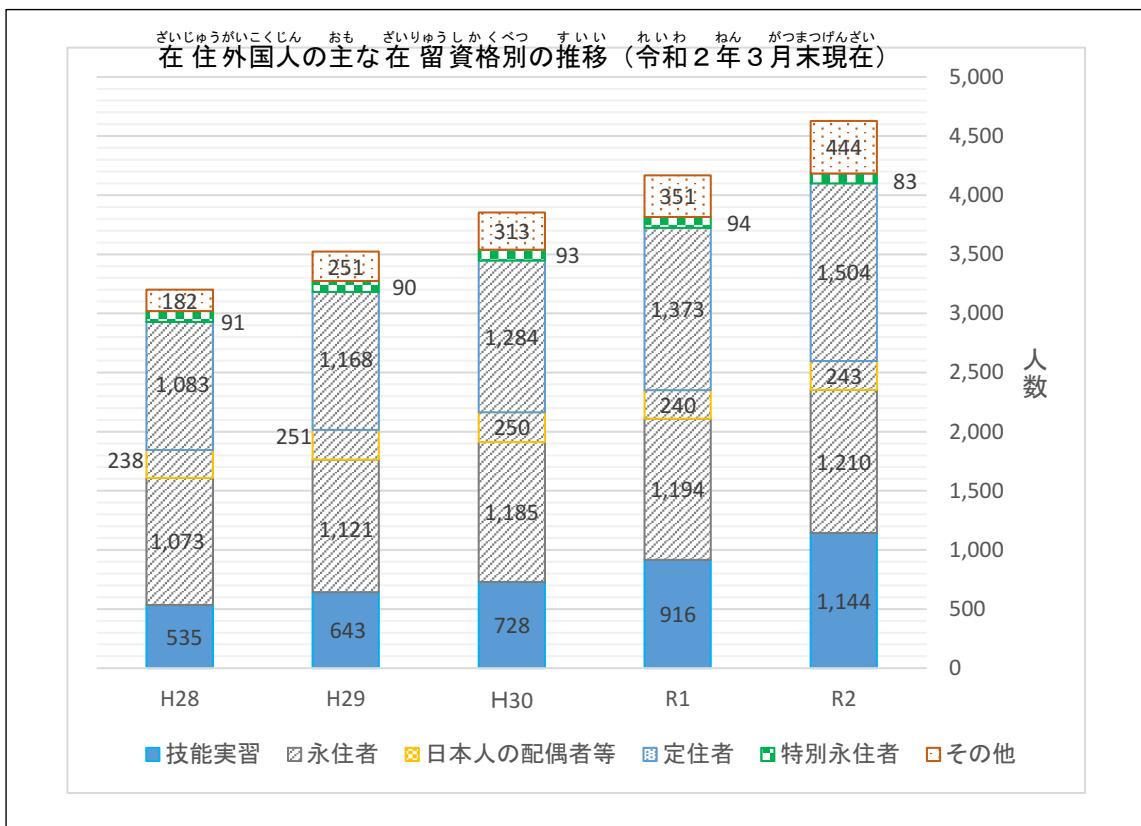
居住地については、大井川地区、和田地区の外国人数が圧倒的に多く、次に焼津地区、小川地区が多くなっています。焼津市の特徴として、市内全域に広く住んでいることがあげられます。

令和2年3月末現在



在外外国人の主な在留資格別の推移

国籍別の在留資格の状況は、全体的には「定住者」※2、「技能実習」※3が増加しています。フィリピン人、ブラジル人、ペルー人については、「定住者」、「永住者」※4資格が圧倒的に多く、「日本人の配偶者等」※5がこれに続いています。一方、中国人、ベトナム人については、「技能実習」資格が大半となっています。また、ベトナム人については技能実習生の伸びが目立っています。



市内外外国人在留資格の状況 (令和2年3月末現在)

国名		在留資格	人数(人)
フィリピン	①	定住者	1053
	②	永住者	466
	③	日本人の配偶者等	116
ブラジル	①	永住者	379
	②	定住者	373
	③	日本人の配偶者等	55
ベトナム	①	技能実習2号口	265
	②	技能実習1号口	182
	③	技術・人文知識・国際業務	53

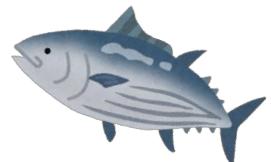
国名		在留資格	人数(人)
中国	①	技能実習2号口	170
	②	永住者	91
	③	技能実習1号口	88
ペルー	①	永住者	143
	②	定住者	44
	③	日本人の配偶者等	8
その他	①	技能実習2号口	152
	②	技能実習1号口	107
	③	家族滞在	38

才 水産加工業に従事する外国人従業員数

本市の基幹産業である水産加工業に従事する外国人数（市町村別）は519人で全国で2番目に多くなっています。（3,629人中519人。外国人比率は14.3%）

順位	市町村	総従業員数（人）	外国人従業員数（人）
1	千葉県銚子市	2,000	592
2	静岡県焼津市	3,629	519
3	山口県下関市	3,235	461
4	福岡県北九州市	1,261	357
5	宮城県塩釜市	2,377	328

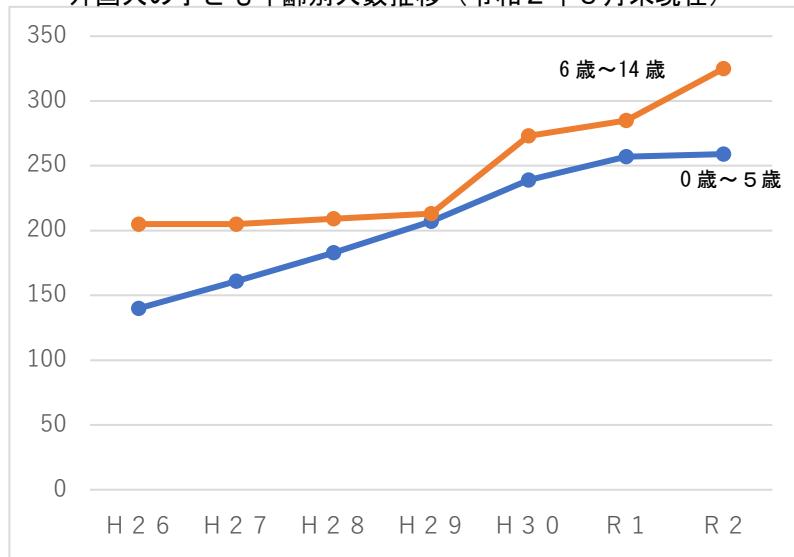
漁業センサス 2018



力 外国人の子ども人口の推移

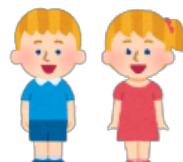
外国人の子ども年齢別人口推移では、特に6歳～14歳の伸びが著しくなっています。また、外国人児童・生徒の市内小・中学校における在籍状況では、令和2年と平成26年の比較では、児童・生徒数が2倍以上となっています。

外国人の子ども年齢別人口推移（令和2年3月末現在）



外国人の子ども年齢別人口推移（3月末現在 単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
0歳～5歳	140	161	183	207	239	257	259
6歳～14歳	205	205	209	213	273	285	325
外国人児童・生徒市内小・中在校状況（5月1日現在 単位：人）							
住民基本台帳より							
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
小学校	84	88	99	126	152	162	186
中学校	36	46	55	66	72	79	96
合計	120	134	154	192	224	241	282
学校教育課行政資料より							



学校教育課行政資料

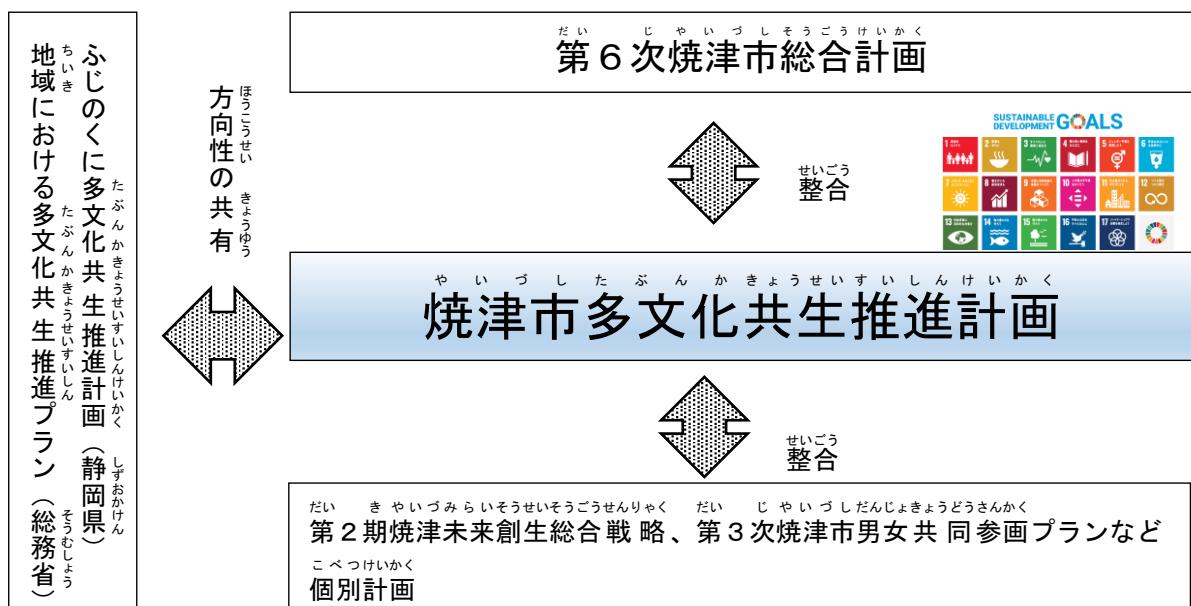
3 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本市では、2018（平成30）年に策定した第6次焼津市総合計画において、将来都市像を「やさしさ 愛しさ いいもの いっぱい 世界へ拡げる 水産文化都市 YAZU」とし、「子ども・教育」、「健康・福祉」、「産業・観光・文化」、「くらし・環境」に関する基本計画を定めています。「多文化共生」に関しては、プランを推進するための基本項目である「平和を願い、人権を尊重し、市民協働を推進」に含まれ、すべての基本計画に関わるものとされています。

そこで本計画は、国が策定した「地域における多文化共生推進プラン」と県が策定した「ふじのくに多文化共生推進基本計画」の内容を踏まえるとともに、第6次焼津市総合計画及び第2期焼津未来創生総合戦略、さらには第3次焼津市男女共同参画プランをはじめとする本市の個別計画との整合を図り推進しています。

また、2015年の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中に「持続可能な開発目標（SDGs）」※6として、17のゴール・169のターゲットが設定され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。本計画も、この「持続可能な開発目標（SDGs）」を意識して策定しています。



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、焼津市総合計画の見直し時期を勘案し、2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6年間とします。なお、計画期間中であっても、社会経済環境の変化や法制度の見直し等の国の動向などにより、必要に応じて見直しを行います。

だい しょく かんきょうぶんせき 第2章 環境分析

1 多文化共生を取り巻く社会情勢

日本における在留外国人数は、リーマンショックや東日本大震災の影響で減少した時期はあるものの、「改正入管法」の施行（1990年）により、「定住者」の在留資格が新たに創設され、日系3世までのが在留期間中であれば、就労制限なく働くことが可能となったことや、技能実習制度が創設（1993年）されましたことにより、増加傾向にあります。

法務省の統計によると、令和元年末現在における中長期在留者数は262万636人、特別永住者数は31万2,501人で、これらを合わせた在留外国人数は293万3,137人となり、前年末に比べ、20万2,044人（7.4%）増加し、過去最高となりました。

また、医師、機械工学等の技術者、通訳、デザイナーといった「高度な専門人材」に限られていた就労目的の外国人の在留資格について、新たな在留資格が創設（2019年）され、さらにその数は増加することが予想されます。

2 現状の取組と課題の整理

本市はこれまで、外国人住民が安心して働き、地域住民とともに安心して暮らせる共生社会を目指し、多文化共生施策を推進してきました。

今後、多文化共生をさらに推進するためには、現状の取組を整理し、課題の解決に向けた施策を着実に実施していく必要があります。

(1) 医療や身近な生活

焼津市立総合病院においては、電話医療通訳サービスにより、24時間365日、18か国語に対応するとともに、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語の通訳者を介した支援を実施しています。

医療においては、言語や文化の違いから、医療用語が正しく伝わらず、適切なごみの出し方のチラシ（ポルトガル語）



治療に支障をきたすケースがあります。日常生活における取組として、例えば、ごみの出し方については、多言語対応の冊子「ごみの出し方」やアプリを作成するとともに、看板、チラシ、ステッカーなどにより、正しい分別方法を啓発をして

います。

しかし、生活ルールの理解不足や文化・習慣の違いから、本市におけるごみの分別方法が未だ十分に理解されておらず、燃やすごみの日に缶やビンなどの資源物を捨ててしまうなど、地域住民とトラブルになるケースがあります。そこで、日常生活に必要な制度やルールなどの情報を、よりわかりやすく丁寧に伝えていく必要があります。

(2) 行政手続

本市では、在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て・教育などについて、外国人住民が迷うことなく、安心して相談することができるよう、2020（令和2）年2月に「焼津市多文化共生総合相談センター」を設置するとともに、多言語による納税相談を実施しています。



また、多言語版の生活ガイドブックや広報紙の作成、市税（市県民税・固定資産税・国民健康保険税）や福祉手続に関する通知及び解説の多言語化を進めています。

外国人住民の増加とともに、相談内容が多様化しているほか、相談件数の増加、多言語化の傾向がみられるため、通訳・翻訳者の確保が課題となっています。また、税、医療・健康、保険、福祉などの制度理解についても十分ではないと思われる事から、各種制度をわかりやすく伝えていく必要があります。

(3) 危機管理対策

本市では、多言語に翻訳した「自助・共助の手引き」や「外国人のための生活ガイドブック」、「外国語版広報やいづ」により、日ごろの備えや防災訓練などの情報を伝えています。また、防災メールの多言語化や市内在住外国人向け防災セミナーの実施、防災地図や標識の多言語表記、ハラール※7協会認定食糧の備蓄などを行っています。

外国人住民へのアンケートによると、地震や台風などの災害のときに避難する場所を知っている人は57.2%でした。また、災害のための準備がわからない・何もしていない人が27.0%いました。外国人住民については、自然災害へ

いしきちが よぼうでき こうどう かん いしきひく けいこう
の意識の違いから、予防的な行動に関する意識が低い傾向があり、また、生活
しゅうかん ちが かさい
習慣の違いから、火災などにつながるケースもあります。そこで、大規模な自然
さいがいとう そな ちいき じっし ぼうさいくんれん
災害等に備え、地域で実施される防災訓練
ぼうさいかつどう さんか よか
や防災活動への参加を呼び掛けるとともに、
じんそく かくじつ さいがいじょうほうとう つた ひつ
迅速、確実に災害情報等を伝えることが必
よう がいこくじんじゅうみん ひなんじょ りょう
要です。また、外国人住民が避難所を利用
たいせい ととの ひつよう
しやすいような体制を整える必要があります。

外国人向け防災セミナー



(4) 子育て・教育

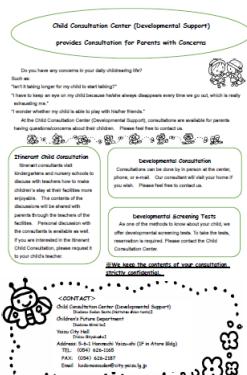
にゅうようじけんしん かていほうもん こ そだんまどぐち
乳幼児健診や家庭訪問、子ども相談窓口においては、通訳が同行したり
たげんごばん ほんやく きき かつよう
多言語版のチラシや翻訳機器を活用したコミュニケーション支援を実施しています。

こうりつほいくえん ようちえん にゅうえん
公立保育園・幼稚園においては、「入園のしおり」や「重要事項証明書」を
たげんごか せんせい ほいくし たいしおう がいこくじん こ せつ かた
多言語化しているほか、先生・保育士を対象に、外国人の子どもたちへの接し方
りかい ふか けんしゅうかい じっし
の理解を深めるための研修会を実施しています。

しょうちゅうがっこう にほんごしどう ひつよう がいこく
小中学校においては、日本語指導が必要な外国ルーツの児童・生徒のために
しえんいん はいち じどう せいと にほんご しゅうとく ぼご じょうきょう はあく
支援員を配置し、児童・生徒の日本語の習得や母語の状況を把握して、一人ひとり
かだい おう しえん おこな
の課題に応じた支援を行っています。また、海外、市外からの編入時には
じどう せいと ほごしゃ おこな
児童・生徒と保護者にガイダンスを行い、これまでの学習歴を確認するとともに、
がっこう やくそく ほごしゃ やくわり つた がっこうきょういく
学校の約束ごとや保護者の役割などを伝え、学校教育への理解を促しています。

しんしょうがく ねんせい しゅううがくじけんしん
さらに新小学1年生には、就学時健診のガイダンスのほか、学校生活に早期に
てきおう にゅうがくしょき ひつよう にほんご がっこうせいかつ
適応できるよう、入学初期に必要な日本語や学校生活への適応について体験を
とおみつ
を通して身に付けることを目的としたプレスクールを実施しています。

こども相談センター案内チラシ（英語）



こくせき と せいちょう
子どもたちが国籍を問わずにいきいきと成長するため
がっこう かてい ちいき し れんけい じょうほうでいきょう そだんたい
には、学校、家庭、地域と市が連携し、情報提供、相談体制の充実など子育て・教育環境の整備が必要です。

また、保育園・幼稚園に通っていない子どもや不就学の児童・生徒への支援も課題となっています。

(5) 国際交流

本市では、国際友好協会と協力し、国際理解に関する講座やイベントを開催するとともに、姉妹都市交流やオリンピック・パラリンピックに関する交流事業を実施しています。また、国際友好事業や多文化共生推進事業実施団体を支援するとともに、事業運営をサポートしています。



多文化共生を推進するためには、日本人住民と外国人住民がお互いの文化や制度、習慣を理解することが必要であることから、講座やイベントなどを通して、広く市民に興味を持ってもらうことが必要です。

(6) 雇用・仕事

本市では、ハローワークと連携し、外国人を雇用、または雇用の検討をしている企業を対象としたセミナー等を開催しているほか、県との共催で外国人技能実習生日本語研修を実施しています。

外国人住民に対して生活に関する各種手続きや情報を広く伝えるためには、外国人を雇用する企業・団体の協力は不可欠であることから、企業・団体との連携が必要です。

外国人雇用管理セミナー



だい しょう がい こく じん にほん じん く 第3章 外国人と日本人がともに暮らしやすいまちの実現に向けて

1 めざ しょうらいぞう 目標指す将来像

たが みと あ
「互いに認め合い ともにつくる 多文化共生のまち」

2 きほんもくひょう 基本目標

めざ しょうらいぞう じつげん む たぶん かきょうせい しさく すいしん
目標指す将来像の実現に向けた多文化共生施策の推進のために、3つの基本
もくひょう さだ
目標を定めます。

きほんもくひょう 基本目標【I】

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



ともに安心して暮らすことができる環境づくり

にほんじんじゅうみん がいこくじんじゅうみん ことば ぶんか ちが こ
日本人住民と外国人住民が言葉や文化の違いを超えてコミュニケーションが
たぶん かきょうせい いき ていちやく ちいき しゃかい じつげん めざ がいこくじんじゅうみん にほんご
どれ、多文化共生意識の定着した地域社会の実現を目指し、外国人住民が日本語
まな きか い じゅうじつ たげんご せいかつじょうほう ていきよう そくだんたいせい しえん
を学ぶ機会を充実するとともに、多言語による生活情報の提供や相談体制、支援
たいせい きき かんりたいさく じゅうじつ じゅうじつ しまいと しこうりゅう すいしん とお
体制、危機管理対策を充実します。

きほんもくひょう 基本目標【II】

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



ともに育み、学ぶことができる環境づくり

がいこくじん こ しょうらい き ぼう も せいちょう
外国人の子どもたちが将来に希望を持ち、いきいきと成長することができる
こそだ しえん がくしゅう しえん じゅうじつ にほんじんじゅうみん がいこくじんじゅうみん
よう、子育て支援や学習支援を充実します。また、日本人住民と外国人住民の
こうりゆう き かい じゅうじつ こくさいゆうこうだんたいとう かつどう しえん しまいと しこうりゅう すいしん とお
交流機会の充実や国際友好団体等への活動支援、姉妹都市交流の推進などを通
じんざい いくせい して、グローバル人材を育成します。

きほんもくひょう 基本目標【III】

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



ともに活躍できる地域づくり

にほんじんじゅうみん がいこくじんじゅうみん たが ぶんか かちかん みと あ きょうどう ちいき
日本人住民と外国人住民がお互いの文化や価値観を認め合い、協働して地域
しゃかい ささ にな て やくわり は がいこくじんじゅうみん ちいき かつどう さんか そくしん
社会を支える担い手としての役割を果たしていくよう、外国人住民の就労
しえんたいせい せいび がいこくじんじゅうみん ちいき かつどう さんか そくしん
支援体制を整備するとともに、外国人住民の地域活動への参加を促進します。

3 施策体系

★は重点的に取り組む事項です

【将来像】	【基本目標】	【基本施策】	【主な具体的取組】
互いに認め合い ともにつくる 多文化共生のまち	【I】 ともに安心して 暮らすことができる環境づくり	1 多文化共生意識の定着	★1 日本人住民への多文化共生意識の啓発 ★2 外国人住民への多文化共生意識の啓発
		2 コミュニケーション支援の充実	1 外国人住民が日本語を学ぶ機会の充実 ★2 やさしい日本語の普及 3 多言語による情報提供体制の充実 4 生活情報の多言語化の推進 5 外国人住民の相談体制・支援体制の充実 6 企業との連携による生活情報の提供
		3 危機管理対策の充実 (防災・防犯・交通安全)	1 外国人住民への防災意識の啓発 ★2 外国人住民の防災訓練への参加促進 3 多言語に対応した防災・災害情報の発信 4 外国人住民への防犯・交通安全啓発
互いに認め合い ともにつくる 多文化共生のまち	【II】 ともに育み、学ぶことができる環境づくり	1 子育てに関する支援の充実	1 子育てに関する情報提供の充実 2 子育てに関する相談体制の充実 ★3 外国人親子の交流の場の提供
		2 教育に関する支援の充実	1 就園・就学時の支援の充実 ★2 学校における外国人児童・生徒への支援の充実 3 進路ガイダンスの実施 4 外国人住民が日本語を学ぶ機会の充実(再掲)
		3 文化交流の場の創出	★1 交流の機会の充実 2 國際友好団体等への支援 3 姉妹都市との交流の推進
互いに認め合い ともにつくる 多文化共生のまち	【III】 ともに活躍できる地域づくり	1 外国人住民の雇用及び就労に関する情報提供	1 市と企業・団体との連携強化 2 外国人住民を雇用する企業への情報提供の充実 ★3 外国人住民への就労支援 4 企業との連携による生活情報の提供(再掲)
		2 外国人住民の地域活動への参加促進	★1 地域団体へのサポートの充実 2 日本人住民への多文化共生意識の啓発(再掲) 3 外国人住民への多文化共生意識の啓発(再掲) 4 外国人住民の防災訓練への参加促進(再掲)

だい しょ じっしけいかく 第4章 実施計画

【基本目標】

【I】ともに安心して暮らすことができる環境づくり

【基本施策】

1 多文化共生意識の定着

外国人住民と日本人住民が、互いに理解を深めるための啓発活動やイベントを実施します。

★は重点的に取り組む事項です

NO	おも ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいか かんけいかん 関係課・関係機関
★ 1	にほんじんじゅうみん たぶんか 日本人住民への多文化 共生意識の啓発	・多文化共生や国際交流に関する講座や イベントを実施します。	しみんきょうどうか 市民協働課
★ 2	がいこくじんじゅうみん たぶんか 外国人住民への多文化 共生意識の啓発	・多文化共生に関する取組を担う人材を 育成するための講座等を実施します。	かくか 各課

【基本施策】

2 コミュニケーション支援の充実



税、医療・健康、保険、福祉など生活に必要な情報が、すべての外国人住民に伝わるように、相談や通訳・翻訳体制の整備、「やさしい日本語」※8の普及に努めるとともに、外国人住民の日本語学習の機会を充実します。

NO	おも ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいか かんけいかん 関係課・関係機関
1	がいこくじんじゅうみん にほんご 外国人住民が日本語を 学ぶ機会の充実	・多くの外国人住民が、生活習慣と日本語 を学ぶことができる機会を充実 します。	しみんきょうどうか 市民協働課 かくか 各課
★ 2	にほんご ふきゅう やさしい日本語の普及	・「やさしい日本語」の普及・啓発に取り組 みます。	しみんきょうどうか 市民協働課 かくか 各課
3	たげんご 多言語による情報提供 体制の充実	・通訳、翻訳者の配置と翻訳機器の導入を 推進します。 ・フェイスブックやホームページなど外国人の利用が 高い情報提供媒体の充実を図ります。	しみんきょうどうか 市民協働課 かくか 各課

NO	おも ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいか 関係課・関係機関
4	せいかつじょうほう たげんごか 生活情報の多言語化の すいしん 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・税金、医療・健康、保険、福祉、ごみの分別などの行政サービスや生活情報を多言語化します。 ・外国人の転入者に、生活情報を提供するためのガイダンスを実施します。 	<p>かくか 各課</p> <p>しみんきょうどうか 市民協働課</p>
5	がいこくじんじゅうみん そうだんたい 外国人住民の相談体制 せい しえんたいせい じゅうじつ の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民のための相談窓口の設置など、相談体制・支援体制を充実します。 	<p>しみんきょうどうか 市民協働課</p> <p>かくか 各課</p>
6	きぎょう れんけい 企業との連携による生活 じょうほう ていきょう 情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・企業と連携し、外国人住民に生活に必要な情報がスムーズに届くようにします。 	<p>しょうこうか 商工課</p> <p>かくか 各課</p> <p>かんけいか 関係機関</p>

【基本施策】

3 危機管理対策の充実（防災・防犯・交通安全）

地震や津波などの災害や感染症等が発生した際に、外国人住民が落ち着いて行動できるように危機管理意識を高めるとともに、外国人住民に災害情報等をスムーズに提供するための体制を整備します。また、防犯・交通安全に関する情報提供やセミナーの開催を進めます。



NO	おも ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいか 関係課・関係機関
1	がいこくじんじゅうみん 外国人住民への危機管理意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民のための防災セミナーなど危機管理の意識を高めるための事業を実施します。 	<p>ちいきぼうさいか 地域防災課</p> <p>しみんきょうどうか 市民協働課</p>
2	がいこくじんじゅうみん 外国人住民の防災訓練への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携し、外国人住民の防災訓練への参加を促進します。 	<p>ちいきぼうさいか 地域防災課</p>
3	たげんご たいおう 多言語に対応した防災・ さいがいじょうほう はっしん 災害情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の外国人住民への情報提供としての多言語版「やいづ防災メール」の普及を推進します。 	<p>ちいきぼうさいか 地域防災課</p>
4	がいこくじんじゅうみん 外国人住民への防犯・ こうつうあんぜんけいはつ 交通安全啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民を対象に防犯や交通ルールに関するセミナーなどを実施します。 	<p>あんぜんか くらし安全課</p> <p>しみんきょうどうか 市民協働課</p> <p>かんけいか 関係機関</p>

【基本目標】

【Ⅱ】ともに育み、学ぶことができる環境づくり

【基本施策】

1 子育てに関する支援の充実

子どもたちが国籍を問わずいきいきと成長できるように、子育て環境を整備するとともに、情報提供や相談体制を充実します。

NO	おも ぐたいいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいか 関係課・関係機関
1	こだ かん じょうほうてい きょう じゅうじつ 子育てに関する情 報提 供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業（ここにちは赤ちゃん訪問）や1歳6ヶ月、3歳児健康診査事業などを通し、子育てに関する情報提供を行います。 ・窓口などにおいて、児童手当や子ども医療費助成などの支給手続に関する情報提供を行います。 	けんこう 健康づくり課 こだ しえんか 子育て支援課
2	こだ かん そだんたいせい じゅうじつ 子育てに関する相談体制 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人親子等からの相談に多言語で対応で きるようにするなど、子育てに関する相談 体制を充実します。 	けんこう 健康づくり課 こども相談センター かくか 各課
3	がいこくじんおやこ こうちゅう ば 外国人親子の交流の場 の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人親子等が安心して子育てができるよ うに、交流や情報交換ができる場を提供 します。 	しみんきょうどうか 市民協働課 けんこう 健康づくり課 こだ しえんか 子育て支援課 がっこうきょういくか 学校教育課 かんけいか 関係機関

【基本施策】

2 教育に関する支援の充実

子どもたちが将来に希望を持って生活できるように、教育環境を整備するとともに、就園・就学時の手続きや学習、学校生活の適応などを支援します。

NO	おも ぐたいいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいか 関係課・関係機関
1	しゅうえん じゅうがく じ 就園・就学時の支援の じゅうじつ 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民の子どもの就園・就学時に てきせつ 適切な情報を提供するとともに、必要な てつづき 手続を支援します。 ・外国ルーツの保護者へ子育てに関する じょうほう 情報を提供します。 	ほいく 保育・幼稚園課 がっこうきょういくか 学校教育課 かくか 各課

NO	おも ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいかん 関係課・関係機関
★ 2	学校における外国人児童・生徒への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 外国人児童生徒教育支援員の配置やガイダンスなどにより、学習と学校生活への適応を支援します。 教育センターにおける外国人児童・生徒への支援を強化します。 外国人親子等に母語の重要性（※）を啓発します。 	がっこうきょういくか 学校教育課
3	進路ガイダンスの実施	<ul style="list-style-type: none"> 日本語を母語としない子どもとその保護者のために進学や就職のためのガイダンスを実施します。 	しみんきょうどうか 市民協働課 がっこうきょういくか 学校教育課
4	外国人住民が日本語を学ぶ機会の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 多くの外国人住民が、生活習慣と日本語を学ぶことができる機会を充実します。 	しみんきょうどうか 市民協働課 かくか 各課

（※）『母語の重要性』

赤ちゃんの時期の人間の脳は、様々な能力を獲得するために感受性が増しています。その時期に親とのやりとりや声掛けから、言語だけでなく認知や社会性において大切なことをたくさん吸収しています。子育て情報の届かない外国人の親たちの中には、自分の母語ではない日本語、英語、あるいはミックスして子育てをするケースが多く、大切なことが身につかないまま就学を迎える子が増えています。
 母語の発達が不十分であったり、母語を忘れてしまうと、日本語の力は伸び悩み、ひとつも完全な言語を持ってなくなる可能性があります。また、思考や学習、社会性にも支障をきたすこともあります。さらには親子の意思疎通も難しくなり精神的に不安定な状態になる子も多くなると言われています。
 一方、母語を大切にしながら成長することで、相乗効果により日本語の力も伸び、学習にもプラスになり、日本社会にも適応した人材になることが期待できます。しかし、日本の社会では『母語の重要性』についての情報、支援がなく、家庭のみで母語の保持をすることは大変難しくなっています。地域の大切な人材を育成するために、学校のみで取り組むのではなく、社会全体で『母語の重要性』を理解し、より早期から支援していくことが期待されます。

【基本施策】

3 文化交流の場の創出

日本人住民と外国人住民の文化交流の場の創出に努めます。

NO	ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいかん 関係課・関係機関
★ 1	交流の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流につながるイベントなどを開催し、外国人住民と日本人住民の交流の機会を充実します。 	しみんきょうどうか 市民協働課 かくか 各課 かんけいかん 関係機関
2	国際友好団体等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 日本人住民と外国人住民の文化交流の場を創出する国際友好団体等を支援します。 	しみんきょうどうか 市民協働課
3	姉妹都市交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> 姉妹都市との交流事業を実施します。 	ぶんか こうりゅうか 文化・交流課 かんけいかん 関係機関

【基本目標】

【Ⅲ】ともに活躍できる地域づくり

【基本施策】

1 外国人住民の雇用及び就労に関する情報提供



生活に必要な情報や生活ルールについて、行政が関係機関、企業・団体と連携し、外国人住民に伝えます。また、外国人を雇用する企業に法令の周知や情報を提供します。併せて、外国人住民への就労支援体制を整備します。

NO	おも ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいか かんけいきかん 関係課・関係機関
1	市と企業・団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体に多文化共生に関する啓発活動を実施します。 ・市と企業・団体の連携体制を整えます。 	商工課 市民協働課 関係機関
2	外国人住民を雇用する企業への情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークなどと連携し、企業に対し、外国人を雇用する際に守るべき関係法令などの情報を提供します。 	商工課 市民協働課 関係機関
3	外国人住民への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民が、就労に関して相談できる場を提供します。 	市民協働課 商工課 関係機関
4	企業との連携による生活情報の提供(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業と連携し、外国人住民に生活に必要な情報がスムーズに届くようにします。 	市民協働課 各課 関係機関

【基本施策】

2 外国人住民の地域活動への参加促進

関係機関、団体が協働し、外国人住民が地域社会において、地域の一員として活躍するための環境整備に努めます。

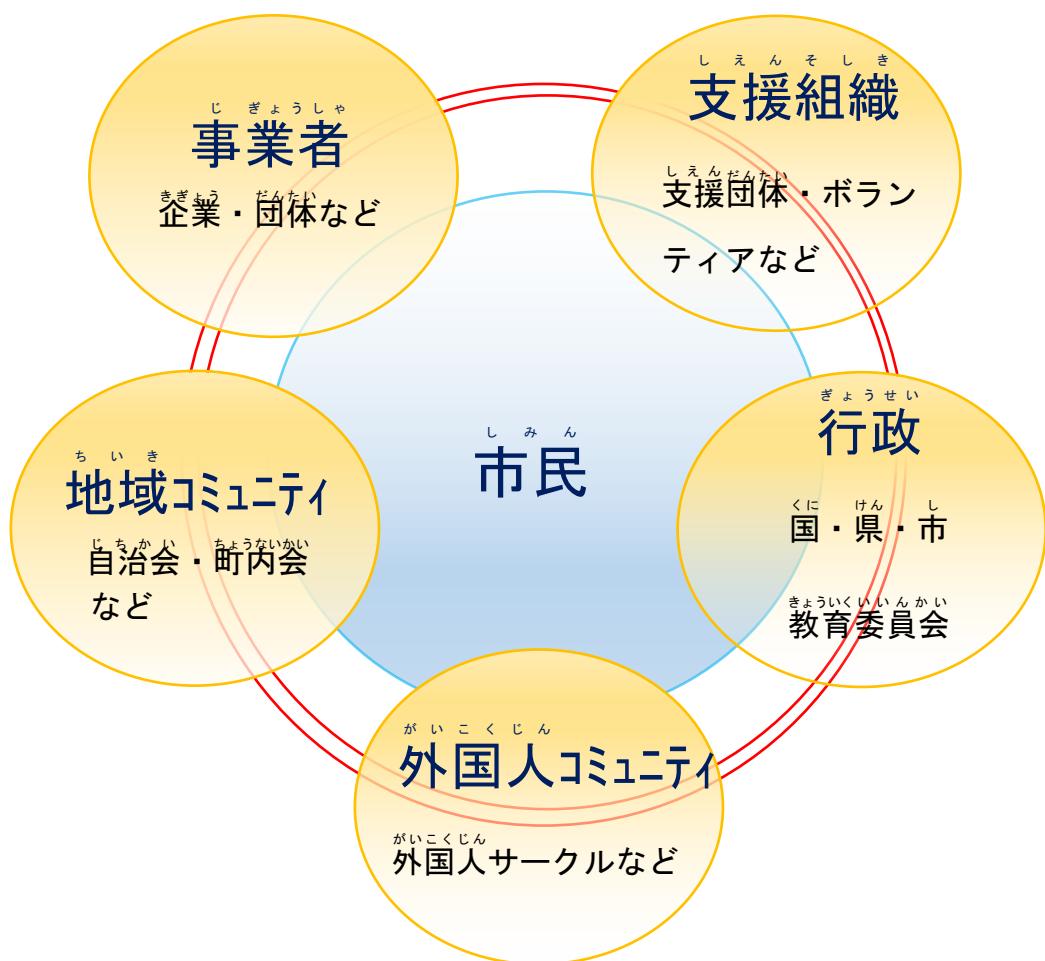
NO	おも ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいか かんけいきかん 関係課・関係機関
1	地域団体へのサポートの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民が地域活動に参加しやすくなるために、地域団体等をサポートします。 	市民協働課 各課 関係機関
2	日本人住民への多文化共生意識の啓発(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生や国際交流に関する講座やイベントを実施します。 	市民協働課 各課
3	外国人住民への多文化共生意識の啓発(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生に関する取組を担う人材を育成するための講座等を実施します。 	市民協働課 各課
4	外国人住民の防災訓練への参加促進(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携し、外国人住民の防災訓練への参加を促進します。 	地域防災課

だい しょく けいかく すいしん 第5章 計画の推進

1 行動を持続できる多文化共生推進体制の整備

計画を推進していくためには、まず市民一人ひとりが多文化共生の意義を理解する必要があります。加えて、市民、地域コミュニティ、事業者、関係団体などと市が共通認識のもと、連携、協力して多文化共生を推進していくことが必要となります。

きょうどう たぶん かきょうせい すいしん 協働して多文化共生を推進



2 計画の進行管理

本計画の目指す将来像「互いに認め合い ともにつくる 多文化共生のまち」を実現するため、焼津市多文化共生推進協議会（仮称）を設置し、計画の進捗状況の点検及び評価を行っていきます。

3 計画の達成目標

【計画期間内の重点取組の達成目標】

NO	おもな具体的な取組	内容	現状値	目標値 (令和8年度)
I-1-1	・日本人住民への多文化共生意識の啓発	たぶんかきょうせい こくさいりかい かん 多文化共生・国際理解に関する講座の実施回数	ねんかい年5回 (R1年度)	ねんかい年11回
I-1-2	・外国人住民への多文化共生意識の啓発	こくさいりかい じっしけい かん やさしい日本語の普及	一	ねんかい年2回
I-2-2	やさしい日本語の普及	しみん きぎょう たい 市民や企業に対し、やさしい日本語の普及・啓発活動 (講座・研修会等)を実施した回数	—	ねんかい年2回
I-3-2	外国人住民の防災訓練への参加促進	そそうこうぼうさいいくんれん ちいきぼうさい 総合防災訓練、地域防災訓練、災害時初動訓練に参加した外国人数	336人 (H30年度)	500人
II-1-3	外国人親子の交流の場の提供	たぶんかこそだとう 多文化子育てサークル等へ参加した親子等の数	ねんくみ年6組 (R1年度)	ねんくみ年18組
II-2-2	学校における外国人児童・生徒への支援の充実	にほんごしどう ひつよう じどう 日本語指導が必要な児童生徒に特別の教育課程を編成する割合	96.0%	98.0%
II-3-1	交流の機会の充実	こくさいこうりゅうとう 国際交流イベント等への参加者数	ねんにん年1,400人 (R1年度)	ねんにん年2,000人
III-1-3	外国人住民への就労支援	がいこくじんじゅうみん たい 外国人住民に対する就労相談会等の実施回数	—	ねんかい年3回
III-2-1	地域団体へのサポートの充実	じちかいとうちいきだんたいたい 自治会等地域団体に対して、翻訳支援等を実施した回数	—	ねんかい年3回

参考

資料

1 焼津市多文化共生推進計画の策定経過

ねんがっぴ 年月日	かいぎとう 会議等	ないよう 内容
2020. 7. 27	だい かいさくていいいんかい 第1回策定委員会・ワーキンググループ。 いいんかい 委員会	しゅしせつめいおよ さくていたいせい こんごのスケジュール 趣旨説明及び策定体制・今後のスケジュール やいづし やいじゅうがいこくじんじょうい たぶんかきょうせい げんじょうほうこう 焼津市における多文化共生の現状報告など
2020. 8~9	がいこくじんじゅうみん ちようさ 外国人住民へのアンケート調査	ざいじゅうがいこくじんじょうい こく 在住外国人上位5か国（フィリピン・ブラジル・ベトナム・ペルー・中国）
	にほんじん ちようさ 日本人へのアンケート調査	しない こうみんかんじゅこうさがつきゅうちょう 市内9公民館自主講座学級長
	がいこくじんじゅうみん き と ちようさ 外国人住民への聞き取り調査	フィリピン・ベトナム・モンゴル
2020. 8	だい かい いいんかい 第2回ワーキンググループ 委員会	げんじょう かだい こんごとりりく まいり 現状・課題・今後の取組みの整理 しきく ほうこう ぐたいてきしきく まきうぎ 施策の方向、具体的施策の協議
2020. 10. 6	だい かい いいんかい 第3回ワーキンググループ 委員会	しきく ほうこう ぐたいてきしきく まきうぎ 施策の方向、具体的施策の協議 すうちもくひょうとう かくにん 数値目標等の確認
2020. 10. 21	だい かいさくていいいんかい 第2回策定委員会	などちょうさけつか ほうごく アンケート等調査結果の報告 そあん かくにん 素案の確認
2021. 2. 1 ～ 2021. 3. 1	パブリックコメントの実施	
2021. 3. 22	だい かいさくていいいんかい 第3回策定委員会	パブリックコメントの結果報告 けいかくさいしゃうあん ほうごく 計画最終案の報告

2 焼津市多文化共生推進計画策定委員会
名簿（敬称略）

任期2020（令和2）年7月27日から2021（令和3）年3月31日まで

しめい 氏名	すいせんданたいとう 推薦団体等	びこう 備考
たかはた　さち 高畑 幸	しずおかけんりつだいがく 静岡県立大学 こくさいかんけいがくぶきょうじゅ 国際関係学部教授	かい　ちょう 会長
いけだ　じゅんや 池田 純也	やいづしきょういくいんかい 焼津市教育委員会	
すずき　かずこ 鈴木 和子	やいづしこくさいゆうこうきょうかい 焼津市国際友好協会	しょくむだいり 職務代理
まつなが　ひとし 松永 仁	やいづしじちかいれんごうかい 焼津市自治会連合会	
たたら　ともひこ 多々良 智彦	やいづしおうこうかいぎしょ 焼津商工会議所	
ツダ・レヤ・キノネス	やいづしないざいじゅうがいこくじん 焼津市内在住外国人 (フィリピン出身)	
レ・ティ・ミー・ハン	やいづしないざいじゅうがいこくじん 焼津市内在住外国人 (ベトナム出身)	
ヤンジカ ソラ	やいづしないざいじゅうがいこくじん 焼津市内在住外国人 (モンゴル出身)	
ひらの　かずえ 平野 一恵	しづおかげんにっちゅうゆうこうきょうぎかい 静岡県日中友好協議会	
すがた　まさかず 須方 正和	やいづしうおなかすいさんかこうぎょうきょうどう 焼津市魚仲水産加工業協同 組合	

やいづしたぶんかきょうせいすいしんけいかくさくつい
3 焼津市多文化共生推進計画策定ワーキンググループ 委員名簿

にんき れいわ わん がつ にち
任期2020（令和2）年7月27日から 2021（令和3）年3月31日まで

所属	職名	氏名
市民部市民協働課	しゅにんしうじ 主任主事	しみずあいこ 清水愛子
市民部市民課	しゅうさ 主任主事	やぎやすこ 八木靖子
行政経営部課税課	しゅかん 主任主事	いけむらさとし 池村聰
行政経営部納税促進課	しゅかん 主任主事	まえかわひでき 前川英己
市民部保険年金課	かかりちょう 係長	かとうもとなり 加藤元成
健康福祉部地域福祉課	しゅにんしうじ 主任主事	いまぜきたい一 今関太一
健康福祉部健康づくり課	かかりちょう 係長	むらまつまちこ 村松眞智子
こども未来部子育て支援課	かかりちょう 係長	ふくよゆみこ 福興由美子
こども未来部こども相談センター	かかりちょう 係長	うらさきゆみ 浦崎有美
こども未来部保育・幼稚園課	かかりちょう 係長	こながやくにひろ 小長谷邦博
医事課（市立総合病院）	しゅにんしうさ 主任主事	わたなべまなぶ 渡邊学
環境部廃棄物対策課	しゅうさ 主任主事	しんむらあつし 新村淳
防災部地域防災課	しゅにんしうさ 主任主事	えちごゆうすけ 越後雄介
教育委員会学校教育課	しどうしうじ 指導主任主事	よしながのりこ 吉永範子
経済部商工課	しゅにんしうさ 主任主事	いしのゆうこ 石野裕子

4 焼津市多文化共生推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 焼津市は、多文化共生推進計画（以下「計画」という。）の策定に向けて、幅広く関係者からの意見を求めるため、焼津市多文化共生推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べる。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は10名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公益を代表する者
- (3) 在住外国人の代表者
- (4) 外国人の雇用に係る団体の代表者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

4 委員会は、計画の策定に関し、府内関係各課で組織するワーキンググループに意見を求めることができる。

(会長)

第4条 委員会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、任期の開始から会長が選出されるまでの間に行われる委員会の会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要があるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民部市民協働課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

5 焼津市多文化共生推進計画策定庁内ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 焼津市の多文化共生推進計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項について協議し広く意見を求め計画に反映させるため、焼津市多文化共生推進計画庁内策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画の策定に関すること

(2) 計画に関する調査及び学習に関すること

(組織)

第3条 ワーキンググループは、別表1に定める課から選任された職員のうちから、市長が委嘱又は任命する委員で組織する。

2 ワーキンググループは、生活（行政手続全般・税金・国保・福祉・子育て・医療・その他生活関連）、危機管理・教育・外国人雇用の各分野を所管する職員をもって構成する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までとする。

(会議)

第4条 ワーキンググループは、必要に応じて市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、ワーキンググループに委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第5条 ワーキンググループの事務局は、焼津市市民部市民協働課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(別表 1)

分類	所管課
せいかつ 生活 (行政手続全般)	しみんきょうどうか 市民協働課・市民課
せいかつ 生活 (税金)	かぜいきん 課税課・納稅促進課
せいかつ 生活 (国保)	ほけんねんきんか 保険年金課
せいかつ 生活 (福祉)	ちいきふくしあ 地域福祉課
せいかつ 生活 (子育て)	けんこう 健康づくり課・子育て支援課・こども相談センター・保育・幼稚園課
せいかつ 生活 (医療)	いりよう 医事課 (市立総合病院)
せいかつ 生活 (その他生活関連)	はいきぶつたいさくか 廃棄物対策課
きききかんり 危機管理	ちいきぼうさいか 地域防災課
きょういく 教育	がつこうきょういくか 学校教育課
がいこくじんこよう 外国人雇用	しょうこうか 商工課

6 用語解説

※1 出入国管理及び難民認定法（入管法）

日本人の出・入国、外国人の日本国在留に関する許可、在留資格制度、難民認定制度等を定める法律です。2019（平成31）年4月に少子高齢化に伴う人手不足への対応として「特定技能」資格が創設されました。

※2 定住者

一定の期間（3年又は1年）を設けて日本に在留することができる人です。インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子等に認められ、日本での活動制限なく、就労も自由です。

※3 技能実習（制度）

技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としている制度です。平成29年11月1日に施行された外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づいて、新しい技能実習制度が実施されています。

※4 永住者

在留期間が無制限で、就業制限がありません。また、在留資格更新のための手続きが必要ありません。ただし、日本国籍がないため、再入国手続きなどが必要になります。

※5 日本人の配偶者等

対象は日本人の配偶者だけではなく、日本人の子どもとして生まれた人、特別養子の人が含まれます。「家族滞在ビザ」などとは異なり、仕事の制限や、年齢の制限も特にありません。

※6 持続可能な開発目標（SDGs）

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・

169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

※7 ハラール

イスラム法で許された項目をいいます。端的にはイスラム法上で、行って良い事や食べることが許されている食材や料理を指します。

※8 やさしい日本語

簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語です。1995（平成7）年の阪神・淡路大震災で被災した多くの在日外国人が、避難所やライフラインの情報を理解できずに、困難な状況に置かれていたことをきっかけに普及しました。これからの中文化共生社会に向けたマナーともいえます。

焼津市多文化共生推進計画
2021年（令和3年）3月作成

焼津市役所市民協働課
〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号
TEL：054-626-2191
FAX：054-626-2194